

さいたま市告示第1552号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている土地について、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域として、次のとおり指定する。

令和7年10月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 要措置区域として指定する区域

さいたま市岩槻区鹿室660番1 外
詳細は、別紙要措置区域図のとおり

2 指定番号

要-9号

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所環境局環境共生部環境対策課水質土壤係

(2) 電話 048(829)1331